

前橋市開発行為許可等手数料条例新旧対照表

改正案	現行
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)の規定により開発行為の許可を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)の規定により開発行為の許可を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。
(手数料の徴収等) 第3条 省略 2 納付した手数料は、還付しない。 <u>ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</u>	(手数料の徴収等) 第3条 省略 2 納付した手数料は、還付しない。
(手数料の減免) 第4条 市長は、特別の理由があると認めたときは、この条例に定める手数料を減額し、又は免除することができる。	(委任) 第4条 省略 別表(第2条関係)
(委任) 第5条 省略 別表(第2条関係)	区分 金額 1~7 省略 8 省令第60条の規定により証明書の交付を申請する者 証明書の交付1件につき4,000円